

質の向上WGで出たご意見	取組指針 項目	取組指針記載内容	参照頁
避難所の解消時期を（目標として）見据えた避難所の運営	【第2-4】 避難所の運営主体	(3) 住民による自主的運営① 避難所における支援は、被災者の生活再建という最終目標を視野に入れ、その対応力の向上につなげていくことが重要である。	P17
	【第2-14】 避難所の解消	(1) 避難所の解消に向けた環境整備③ 避難所の設置は応急的なものであるため、避難所とした施設本来の施設機能を早期に回復することが必要であることから、上記の施策を講じるのと平行して、できるだけ避難所の早期解消を図ること。	P23
一般の避難所内に福祉避難スペースや役割が必要	【第2-2】 避難所の設置と機能整備	(2) 避難所の機能 指定避難所については、事前に避難所となることが決まっていることから、必要な場合に要介護高齢者、乳幼児世帯、障害者世帯、感染症患者等が個室に入所できるよう、あらかじめ福祉避難室用のスペースについて考慮しておくこと。	P14
行政だけでなく、防災教育プログラムなどによる住民のスキル向上	記載なし		
汚物の処理やトイレの設置管理を含む公衆衛生の重要性の周知	記載なし		
トイレの清潔保持には、一部の被災者やスタッフに負担がかからないよう、役割分担を決めることが重要	【第2-4】 避難所の運営主体	(3) 住民による自主的運営③ 住民による自主的な運営を進めるに当たっては、炊事や清掃などの役割分担が、一部の住民に負担が偏らないよう配慮すること。	P18
複数の部にまたがる情報を共有し、支援策を講ずるためのプロジェクトチーム等の設置が必要	【第1-1】 避難所の組織体制と応援体制の整備	(1) 組織体制、人的体制 ①体制の整備 平常時から市町村の防災関係部局、福祉関係部局及び保健衛生関係部局が中心となり、関係部局等が協力して、「避難所運営準備会議（仮称）」を開催し、「要配慮者」や在宅者への支援も視野に入れて連携し、災害時の対応や役割分担などについて決めておくこと。	P6
	【第2-1】 避難所運営等の基本方針	(2) 市町村の災害対策本部の下に、各避難所における被災者のニーズの把握や他の地方公共団体等からの応援及びボランティア等の応援団体の派遣調整等をする「避難所運営支援班」を組織し、避難所運営を的確に実施することが望ましいこと。	P13
NPO、民間セクターと行政の情報共有会議の実施についての記載が必要	【第2-4】 避難所の運営主体	(3) 住民による自主的運営① 避難所の運営担当者は、避難所の設置後、施設管理者や市町村職員による運営から被災前の地域社会の組織やNPO・NGO・ボランティアの協力を得るなどして、避難者による自主的な運営に移行するその立上げや地域のコミュニティ維持に配慮した運営になるよう支援すること。	P17
	【第2-6】 応援体制の整備	(2) ボランティアとの連携②③ ボランティアを迅速かつ円滑に受け入れることができるよう、ボランティアの行政窓口とボランティア活動の連絡・調整（コーディネート）組織を明確に定め、その周知を図ること。 ボランティア活動を支援するため、社会福祉協議会、NPO・NGO・ボランティア団体等と連携し、刻々と変化するボランティアの需要について把握し、活動者に的確な情報を提供すること。	P19
複数市町村又は県や国との連携体制などの仕組みが必要	記載なし		
被災自治体職員だけでは対応できない場合の受援力	【第1-1】 避難所の組織体制と応援体制の整備	(2) 物資確保体制の整備① 食料・飲料水、毛布等の生活必需品は避難生活に不可欠であることから、災害が発生した場合に直ちにこれを提供できるよう、備蓄の推進、他の自治体との災害援助協定の締結、事業者団体等との物資供給協定の締結等を図っておくこと。	P7
	【第1-5】 要配慮者に対する支援体制	(2) 被災生活が長期にわたると想定される場合、要配慮者の希望に応じて被災地外の適切な施設等に避難させることについて、他の市町村等と協定を締結しておくことが望ましいこと。	P12
	【第2-1】 避難所運営等の基本方針	(2) 市町村の災害対策本部の下に、各避難所における被災者のニーズの把握や他の地方公共団体等からの応援及びボランティア等の応援団体の派遣調整等をする「避難所運営支援班」を組織し、避難所運営を的確に実施することが望ましいこと。	P13
	【第2-6】 応援体制の整備	(1) 応援要請①② (2) ボランティアとの連携 被災市町村の職員のみでは救助要員が不足する場合に、速やかに都道府県に対し、避難所を運営する職員の他、要配慮者の状態等を鑑み、介護を行う者（ホームヘルパー等）、手話通訳者、通訳介助者等の必要な職員の応援派遣を要請すること。 医師や看護師等の医療関係者や、社会福祉士等の専門職種については、別途、全国単位や都道府県単位で職能団体が独自の人的支援スキームを設けているものもあることから、都道府県と連携し、これらを適切に活用し、対応することが望ましいこと。 ボランティアとの連携方法については、次によるほか、「災害時の福祉救援ボランティア活動に関するマニュアル」（平成8年10月1日）を参考とすること。	P18
避難所の規模や指定避難所以外の避難所等についても考慮すべき	【第1-2】 避難所の指定	(1) ④指定避難所以外の被災者への支援 指定避難所として指定していない施設を発災後に避難所として使用した場合も、災害救助法に基づき支援の対象となり、対法第86条の6に定める生活環境を確保すること。 関係機関と連携し、指定避難所以外の施設に避難した被災者の避難状況を把握すること。	P9
	【第2-2】 避難所の設置と機能整備	(1) 避難所の設置① 指定避難所の被災状況、周辺火災の延焼等の二次災害の可能性、危険物の有無などの安全面を直ちに確認の上、避難所を設置すること。その際、設置した避難所の数では不足する場合には、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により避難所を確保すること。	P13